九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

楔形文字諸法入門

リース，ゲルハルト
ミュンヘン大学法学部教授

https://doi.org/10.15017/1864

出版情報：法政研究. 53 (2), pp.141-156, 1987-01-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

講義資料

楔形文字諸法入門

ゲルハルト・リース
西村　重雄　訳

一　地域的範囲

楔形文字法の中心的地域はメソポタミア（「両河地方」）、すなわち、ユーフラテス・チィグリス両河地域である。この他に更に、アナトリア地方の一部がこれに加わる。メソポタミア地方の現代の国家は、主にイラクおよびシリアであり、イラン西部にも一部当たる。アナトリア地方は今日ではトルコの中部および東部地方である。これによって、「古代オリエント」と呼ばれる地域が示されていることともなる。

二　年　代

古代オリエントの歴史、とりわけ法史に関する楔形文字資料は紀元前の約三千年間に由来する。

三　楔形文字

紀元前三千年紀および二千年紀前半以降、古代オリエントの記述史料は専ら楔形文字によって伝えられる。楔形文字はとりわけ紀元前二千年紀中葉においては、相異なる文字方式を持つ国家間の外交文書文字でもあった。[1] 最古の楔形文字であるシュメール楔形文字は同時に人類最古の文字でもある。[2] シュメール楔形文字は紀元前四千年紀の末年に成立し、紀元前後に消滅した。シュメール楔形

文字は表意文字および音節文字の組合せ（母音a、e、i、u以外は単音文字なし）として約六百の基本文字を必要とし、アラム文字（前九世紀以降）、古代ペルシャ楔形文字（前六世紀以降）、ウガリット楔形文字（前一三〇〇年以降）、さらにアレクサンダー大王後ギリシャ語のような単音文字表示がこれら地域で成立ないし定着した時、その煩雑さのために没落する運命となった。シュメール楔形文字の他、テキストはエラム楔形文字（約一一〇の音節文字）[3]、ウガリット楔形文字（三〇の単音文字）および古代ペルシャ楔形文字（三六の単音文字）においても伝えられる。もっとも、法史上重要なテキストの圧倒的多数はシュメール楔形文字で作成されている。

シュメール楔形文字は当初シュメール語テキストの記述についてのみ用いられたが、すでに紀元前三千年紀末以来アッカド語（＝バビロニア＝アッシュリア語）に、更に、紀元前二千年紀後半にはヒッタイト語にも使われた。

楔形文字法の最も重要な法史料もまた、シュメール語、アッカド語、ヒッタイト語によって伝えられる。シュメール語は、民族としてのシュメール人の由来と同じく、その起源は知られていない。[4] アッカド語、その方言であるアッシュリア語（北部メソポタミア語）およびバビロニア語（南部メソポタミア語）は共にセム語族に属し、従ってヘブライ語・アラビア語と深い関係にある。[5] 小アジア（アナトリア）のヒッタイト王国で使用されたヒッタイト語はインド・ゲルマン語族に属し、その中で最初に文字により伝えられるものである。[6]

シュメール人、アッカド人、ヒッタイト人の三者の間に存在する人種的相違にもかかわらず、これらの諸民族の法制度には、おそらく大抵歴史的連関から説明される明確な類似性が確認されることが稀れでないので、楔形文字諸法の綜合的考察が適切である。[7]

このような連関は、旧約聖書法との関係においても確認される。しかし、その資料が別種であることもあって、旧約聖書法は楔形文字法の分野には含まれない。

四　法資料の種類

法史について最も重要な資料は、あるいは粘土板にあるいは石碑に伝えられる楔形文字立法である。しかし、資料の量から言えば最も多いのは、契約、領収書、勘定書等々の私的法関係の文書である。[8] これらがあらゆる種類の楔形文字テキストの全体の約七十ないし八十パーセントを占めている。更にこの他、裁判所判決の記録、[9] 私的内容の書簡、[10] および公的内容のそれ[11]が存在する。これらのテキストは伝承の過程でその重要性によって篩にかけられるということがなかった。これらのテキストは楔形文字の紀元前後の死滅

から一九世紀はじめまで顧みられず、シュメール楔形文字およびその文字で記された諸言語が一九世紀（ヒッタイト語については二十世紀になってはじめて）解読されてはじめて再び日の目をみることとなったのである。

五　楔形文字立法

楔形文字立法はこれまでに知られている人類の最古の法律である。ほぼ同時代の初期古代文化であるエジプトおよび中国についてはこれに類するものは伝えられていない。

㈠　ラガシュのウルカギナ王の改正法（前二三五〇年頃）[12]

シュメール都市国家ラガシュの王ウルカギナは、運河定礎碑文において、他の定礎文書においても通常伝えられるいくつかの神殿やその他の公的建築物建設のような事績と並んで、社会政策上の事績についても言及している。王は、貢租制・官僚制の弊害について伝え、それに続いてその排除を述べている。その際、社会政策上の立法類似の措置にも、たとえば、売買において社会的により強い当事者がどの範囲まで契約内容を決めることが許されるかという問題などに及んでいる。

大部分の初期法制と同じく、抽象度のあまり高くない仕方で規律がされている。本テキストは、法律を一般に知らせるためではなく、後世において王が名声をかち得るためのものであった。王が、自分は神々から由来するものであり、支配者であることは正当であることを述べることがその中心となっている。たとえば、寡婦・孤児の庇護のような一般的な社会的配慮に対する言及はのちに、ウルナム王、リピティシュタル王およびハムラビ王の法律においても見出される。[13]

㈡　ウルのウルナム王の法律（前二一〇〇年頃）

ウルナム王はウル第三王朝の創始者である。第三王朝は、アッカドのサルゴン王とその後継者達の下でメソポタミアがはじめてアッカドの支配に服した（約前二三〇〇年―前二一〇〇年）後のシュメールのルネッサンスを意味した。おそらくアッカドの先例に倣い、政治組織は多数の都市国家（ウルカギナ王の時代はそうであった）から首都ウルを擁する広域統一国家に移行した。

シュメール人であるウルナム王の法律は、発布後約二百年経て記され、しかも、欠損を含むシュメール語の粘土板三枚によって伝えられる。緒詞（Prolog）の一部にはウルカギナ王の改正法テキストと非常に似たものがある。たとえば、神意により王の支配を根拠づけ、また、自己を慈君として描いていることなどがそれである。次のような王の言明は有名である。「孤児が金持ちに、寡婦が強者に引渡されない。一ゼッケルを持つ者が一ミネ（＝六十ゼッケル）を持つ者に引渡されない。一匹の仔羊を持つ者が牛を有する

者に引渡されない。」

法律そのものはウルカギナ王の改正法と比べ簡潔に作成されている。条件文における法律要件事実と叙述文における法律効果という法規の古典的形式がすでに存在している。たとえば、「ある者の女奴隷がその妻であるかのように振舞い、かつ、妻に対し悪口を罵せるならば、塩一リットルがその口の中に押込まれる」（二五条）。

欠落部分が多いため、全体の内容を把握することは困難である。しかし、婚姻法、奴隷法、身体傷害、訴訟法、農業法の規定が知られる。このように規律対象が多様であるため、ウルナム王の法律は、明らかに特別法ではなく、法全体をその対象とする法律であったと考えられる。

不法行為法（身体傷害、物毀損）においては、被害者にそれぞれに損害の大きさに応じて相応の贖罪金が支払われるべきとする、贖罪金原則が妥当している（一八―二二条）。すなわち、楔形文字法一般がそうであるように、損害賠償と金銭罰の区別は存しない。またここでは、復讐原則も知られていない。身体傷害の場合、加害者が、自己の加害行為に対応して、身体に加害を蒙る（たとえば、旧約聖書の法である「目には目を、歯には歯を」）ということはなかった。死刑は、殺人（一条）強盗（二条）強姦（六条）姦通（七条）にかぎり科せられたことが知られる。訴訟法においては、水判という形による神判が存在した。すなわち、証明義務者が河に投げ込まれ、生きて戻ってくれば、その申立が正しいものと信じられる（一四条）。

今日までに知られる人類最古の法律としてのウルナム王の法律は、とりわけその後の楔形文字立法と比較して、全体として穏和な制裁方式を採っている。

㈢　イシンのリピティシュタル王の法律（前一九三〇年頃）[14]

ウル第三王朝の滅亡後、広域国家はいくつかの中小国家に分裂解消した。その一つから、メソポタミア南部の都市イシンのリピティシュタル王の法律が、シュメール語の別の立法として伝えられる。この法律は当初石柱に刻まれたが、現在は、一部破損の粘土板に記されたものによって伝わるのみである。本立法は、内容的にウルナム王の法律に類似の緒詞にはじまり、法律テキストを重んずる者に対する祝福とそうしない者に対する呪詛を主内容とする結詞（Epilog）に終る。

今日に伝わり、解読可能な二一の条文（当初の条文数からすればおよそ五分の一にすぎない）には、畑地・庭園、奴隷法、家族法および物毀損についての規定を含み、従って、明らかに広範な対象を有する立法がここでもまた意図されたものと考えられる。同害報復原理（Talionsprinzip）は、一七条に――明らかに例外として――現われる。同条によれば、証明し能わざる告訴を提起する者

は、事実の証明があれば被告人に科せられるべきその刑罰を逆に自ら受ける。

この法律はシュメール語で書かれたが、リピティシュタル王はシュメール人ではなくバビロニア人である。楔形文字法において報復主義（Vergeltungssystem）は、主としてセム語族で普通である（ハムラビ法、中期アッシュリア法）が、必ずしも常にそうであるというものでない（エシュヌナ法）。しかし、この一七条は人種的理由に帰せられるものかもしれない。

㈣　エシュヌナの法律（前一八五〇年頃）[15]

エシュヌナの法律は法律本文について完全な形で二枚の粘土板に今日に伝わる最古の法律集成（六十カ条）である。本法律は古バビロニア語で記述されている。テキスト冒頭部の破損のため、その立法者がだれであるかを確定できないが、本法律がエシュヌナを首都とする古バビロニアの小国家のものであることは確実である。

ウルナム王およびリピティシュタル王の法律と同様に、この法律もまた包括的な立法を目指したと思われるが、規律の欠落が大きい。既述の従前の立法に比べ、一般的に処罰規定が強化されている。死刑が正にしばしば規定されている。しかし、報復原則が働いているとは認められない。身体傷害につき引続き贖罪金体制が妥当し、四二条においては、まさしく贖罪金一覧表というべきものさえ有する。「他人の鼻を噛み、噛み切ったならば、銀一ミネを支払うべし。目につき銀一ミネ、歯につき銀½ミネ、煩の殴打につき銀十ゼッケルを支払うべし。」

純粋の結果責任（Erfolgshaftung）を未だその基礎に置く従前の立法とは異なり、ここではすでに有責（Verschulden）が場合により処罰の要件であるとするその端緒が見られる。たとえば、五四条によれば、人を殺害した牛の所有者は、当該地域当局が所有者にその牛の危険性を通知していた場合にのみ責任を負う。同様のことが、五六条によれば、噛む危険のある犬の所有者につき、五八条によれば、崩壊のおそれのある壁の所有者についても妥当する。

㈤　バビロニアのハムラビ王の法律（前一七五〇年頃）[16]

古バビロニアのハムラビ王は、ウル第三王朝滅亡後に形成された中小国家を、その長い治政期間（四三年間）において、大帝国に統合することに成功した。王は、その治政末期になってこの広域国家に約二八〇カ条の法律を発布し、それが石柱（現在パリ・ルーブル美術館所蔵）およびその後約一千年間に筆写された多数の粘土板により伝えられる。本法は、楔形文字立法の中で最も大きくかつ重要なものである。テキストは、緒詞、法条文、結詞に分たれる。緒詞および結詞の内容は、ウルナム王およびリピティシュタル王の法律のそれと類似するが、その量および表現の美事さにおいてそれらをはるかに凌駕する。テキストは古バビロニア語で記述さ

れている。

ここでもまた包括的な立法が意図されたが、この法律も基本的な問題を規律していない。たとえば、殺人、窃盗についての一般的規定は存在せず、たとえば夫殺害（一五三条、刑罰は杭埋め）、神殿・宮殿窃盗（六条、死刑。八条、盗物の三十倍額の賠償、それが出来ぬ場合は死刑）などのように殺人、窃盗の特別類型のみが規定されている。この立法の一つの重要な変更は、身体傷害の場合（一九六条、目には目を。二〇〇条、歯には歯を）やその他の場合においても、報復方式を幅広く採り入れていることである。すなわち、三条によれば、死刑が規定されている犯罪についての訴訟における偽証者は殺害され、二二九条によれば、大工が家を堅固にではなく建築し、ために家所有者がその家の倒壊により死亡したならば、その大工は殺害される。

訴訟法においては、水判による神判が特に重要である。呪術に関る犯罪につき、私人たる告訴者は、神判が被告人の不利な結果に終った場合、その財産を自分のものとすることが許される。逆に、罪がないこととなった被告人は、告訴者の財産を取得し、告訴者は殺害される（二条）。

刑法においては、結果責任はなお多数の事例に見られるが、エシュヌナの法の場合よりも頻繁に有責原理に基づくものがみられる。法律は、社会の三層的構造すなわち、完全自由人、半自由人、奴隷という区分を反映している。法的保護はこの区分に応じてそれぞれ異なる。報復原則は完全自由人間でのみ妥当する。奴隷は、明らかにこの時代になお、その法的地位が主人の所有権によってのみ定義されるまったくの法客体にすぎなかったと見られる。のちに、紀元前一千年紀の中ばにおいて、奴隷は、独立に法律行為を締結し、さらに自分自身の奴隷を持つことさえ可能である法主体としても資料に現われる。[17]

ハムラビ王が、従前の立法者と同じく要求した社会的に弱い人々に対する庇護はとりわけ一一七条に表現されている。同条によれば、自由人が売却により奴隷となる場合はその期間は三年に限定される。

ハムラビ法がその後も生命を保ち続けたことは、千年を超えて繰返し筆写されたという事実（このようなことはその他の楔形文字立法については知られていない）の中に示されている。もっとも、この法律が現行の法として伝えられたものか、あるいは、その文学的価値が高い（とりわけ緒詞および結詞）がために伝えられたものか否かは明らかではない。バビロニアでは、この法律の後は法律テキストが極めて僅かしか伝わらないことは、それが法的効力を有したとする考えに有利であるかも知れない。[18]

(六) 中期アッシュリア法（前一四〇〇年頃）

メソポタミア北部の都市アッシュールに由来する中期アッシュリア法（A表五九カ条）は、今までに述べた立法とは異なり、明らか

に公けの編纂ではなく、「婦女の法」という主題をもつ私的法集成であろう。従って、楔形文字法研究の第一人者であるパウル・コーシャカー（1879―1951）は、たとえば、ザクセン・シュピーゲル（後十二世紀）、シュワーベン・シュピーゲル（後十三世紀）のごときヨーロッパ中世の私的法集成にならって、これを「婦女法鑑」Rechtsspiegel für Frauen と名づけた。[19] ここに記されている婦女の法的地位の特色は、一般に、社会的弱者であり、父ないし夫に強く隷属していることである。従って、たとえば、姦通は夫の権利を害する不法行為としてのみ把握され、その結果、妻による姦通は夫に殺害することをも含む無制限の刑罰権を付与するのに対し、夫による未婚女性との姦通は処罰の対象とならないとされた（一三～一五条）。刑法における報復原則はここでも広く認められ、野蛮な帰結をもたらした。二十条によれば、同性間の能働的不自然淫行者は、自らその対象となり、かつ、去勢される。五十条によれば、ある男性が妊婦に流産を惹起させた場合その加害者の妻に対し加害者が被害者になしたのと同じことが行なわれる。つまり、流産させる。ここでは報復方式が家族の連帯責任原則と結びついている。[20]

またしばしば、反映刑 spiegelnde Strafe が見られる。これは、刑罰が処罰の対象たる犯罪を犯人の身体に明示するもの、つまり、加害者の身体に付せられた刑がその者の犯罪を映し出すものである。たとえば、四十条によれば、遊女が許されていないにもかかわらず、普通の婦女と同じようにヴェールをかぶる等の場合は、その頭に歴青を注ぐことによって罰する。八条によれば、争いの中で睾丸を傷つけた婦女はその指一本が切り取られる。法規定の詳細は一部理解するのが極めて困難であり、しばしば裁判所判決の問題の多い一般化にすぎないように思われ、しかも、それがしばしば注解が付加されて変更されているのである。『アッシュリア法』においてとりわけこの法律を論じたギロム・カルダシアは、この法律を正当にも「法史における戦慄の間」と呼ぶ。[21]

(七) ヒッタイト法（前一四〇〇年頃）[22]

ヒッタイト法は、中期アッシュリア法と同様に、私人による法記述という性格を有する。往古のヒッタイト王国首都ハットシュァ（現在のボガズキョイ）において発見された粘土板二枚にヒッタイト語で記された二百カ条が今日に伝わる。規定の抽象度が低いこと、および、注目すべき事例状況は、直接の手本が同じく裁判所判決であったことを示唆している。もっとも、その規律対象領域からすると、中期アッシュリア法よりはるかに広範囲に及んでいる。

内容上は、この法律は、報復原則を考えず、また、死刑を科す規定は稀である、という正に緩やかな刑罰方式によって特徴づけられる。ここでの一つの特色は、本法前の法状況に比較的しばしば言及がなされていることである。従前の法状況はこの法の規定に比べ例外なく厳しいものであった。たとえば、（F.ハロズニの数え方による）一六六条には、次のように伝えられる。古い法によれば、

すでに耕作された畑に再度播種する者は二頭の牛により八裂きにされ、ついでそれらの牛もまた殺害される。新法によれば（一六七条）加害者ではなく、その代りに羊一頭が殺害される。

ウルカギナ王の法と同様に、従前の法状況の叙述によって現在の特に恵まれた状況を強調するものであったと証明は出来ないが、推測することが出来る。

(八) バビロニアのアミサドゥクァ王の告示（前一六四〇年頃）[23]

バビロニアのアミサドゥクァ王の告示は今までに述べた法律とは異なる目的を有する。その告示二二カ条が古バビロニア語で書かれた粘土板三枚に伝えられる。王はこの告示によって社会的正義（アッカド語ミーシュァルム mīšarum、故にこの告示は時に「ミーシュァルム命令」とも呼ばれる）の定立を目的としている。すなわち、この告示によって一定の私的ならびに公的債務を免除し、さらに、現存する債務奴隷を解放することによって、社会的正義の実現を試みる。しかし、この措置は、私的債権（主として貸金債権）および公的債権（公有物賃貸料）ならびに債務奴隷が将来不可能となることを意味しない。ミーシュァルム命令は現在についてのみ効力を有し、従って、将来における不定数の事例に向けられたものではないので、厳密な意味では法律ではない。

債務免除および債務奴隷の解放はすでに前三千年代半ばから行われたことが知られ、前一千年紀半ばまで続いた。しかし、アミサドゥクァ王の告示は、バビロニアのサムスイルナ王の時代（前一七四九年—前一七一二年）の短い断片を別にすれば今のところ、ミーシュァルム命令の文言を伝える唯一のテキストである。かかる命令は、民衆の人気を得たいと欲する新しい君主の即位になされるのが通例ではあるが、時として王の治政中ばにおいても行われた。君主はこのミーシュァルム命令を明らかにその必要に応じて発布したものと考えられ、一定の時間的間隔は認められない。これらの措置が現実にその効力を有したことは、一連の契約書中に「本証書が〝王の命令以降に〟作成された」——この〝王の命令〟がミーシュァルム命令を指すものであることは確実である——という記載が含まれているところから明らかである。[24]

このミーシュァルム命令の発布理由はおそらく当時の経済体制の中に存在する。利息は通例、銀につき二十パーセント、穀物につき三三パーセントであり、[25] しかも強制執行に対する保護はきわめて限られていた。従って、経済的強者は経済的弱者の犠牲において速やかに財を蓄積することとなる。ミーシュァルム命令というこの強烈な出来事がこれに対する調整をなす役割を有した。

この形の社会的調整に似たものが旧約聖書モーゼの法に見られる。そこでは、「サバトの年」といわれる七年目毎に、国民間で債務の免除、債務奴隷の解放が行われる（モーゼ第二書二三章十—十一、同第三書二五章五、同第五書十五章一—十二）。アミサドゥクァ

王の告示とは異なり、旧約聖書においてはこの規定に対する違反は、世俗的刑罰（アミサドゥクァ王のそれでは死刑さえ稀ならず規定されている）は科せられず、神の怒りがこれを遵守しない者に示される。古バビロニア法とモーゼの法のこの相違にもかかわらず、ここでおそらく旧約聖書の記述がより古い楔形文字法に明白に歴史的に連関していることを考えることが出来よう。

(九) 新バビロニアの法律断片（前六〇〇年頃）[26]

一枚の粘土板に伝えられる十五カ条文の新バビロニア法律断片のうち十条項が解読可能である。このテキストは明らかに、経験のあまりない書記の筆写練習と考えられ、従って、今日には伝えられていない法律の抜書としてのみ見られるべきものである。しかし、これらの規定と当時の法実務資料とが一致することは、これらが現行の法に関するものであることを示している。[27] 主たる内容は家族法（八—十五条）であり、しかも、主として、婚姻締結の際の嫁資その他の財産給付の運命に関するものである。損害額の三倍の賠償義務が、その連関が不詳のままに伝えられ、その他には、刑法体系について何ら知られない。新バビロニア法断片は、楔形文字法の学問がその基礎としている資料がいかに偶然的なものであるかを示している。

六　その他の楔形文字法資料

制定法以外の楔形文字法資料は、制定法とは異なり、大部分私法的事項に限定されている。このことは事柄の性質から特に契約書類に当てはまる。これらの証書は大多数、売買、賃貸借、贈与、消費貸借、雇傭、請負、婚姻締結、養子、遺産分割の契約を内容とする。個々の契約タイプは時間により場所によってしばしば相違している。

これらの契約は、契約遵守の確保のため、約定罰条項を含むことが少なからずある。この条項により契約違反の場合大抵は金銭罰が科せられるが、時には身体罰（契約違反者の口に釘を打込む、ないし、熱い歴青を頭に注ぐ）あるいは死刑を科することさえあった。[28] かかる私的罰の執行について知識をなんら有していない。

訴訟記録の大部分もまた私法上の内容である。判決理由は殆んど付せられていない。おそらくは、訴訟が大抵当事者の訴訟放棄によって終了するからであろう。訴訟放棄は、今日の訴訟和解と同様に理由づけを必要としない。[29] 刑事訴訟の記録は極めて稀れである。その判決が直ちに執行されたのでおそらく判決は記録とする必要がなかったためであろう。[30]

しかし、訴訟関係文書によって裁判組織につきかなり明確なことが知られる。すでに最古の資料であるいわゆる「新シュメール裁判記録」（前二千年頃）によれば、非専門職裁判官複数により構成される裁判官団裁判所が通例である。[31] このことは後の時代にも続き、

この裁判官団に、なお都市長老会も加わることも稀れではなかった。[32]

いずれにしても、王が最上位の裁判権保持者であり、王は自ら訴訟を自らの前で審理させ、また、裁判官に指示を与えることが出来、さらに、王のもとに当事者が上訴し得た。このことは、ハムラビ王の通信書簡中に特に明らかに認められる。[33] 行政権と裁判権の分割は最上級審のレベルでも、裁判官がしばしば同時に行政官である下級審のレベルでも認められていない。モンテスキューの意味での権力分割は古代法のいずれにも見当らない。

七　楔形文字諸法の一般的知見

(1) 立法は、法を確定する任務の他に、君主の自己叙述および正当化に資するという目的を有する。

(2) 法律は決して包括的な規律ではなく、明らかに大抵は、争いのある問題の解決のため、あるいは法改正を行うため、何人にも知られている慣習法の補充にすぎないものであろう。このように法律が不完全であるので、法典という用語で法素材の包括的な規律が考えられることから、厳密な意味での法典化ということは難しい。従って、楔形文字法を「法典」(「ウルナム法典」、「ハムラビ法典」)と表示することは少くとも誤解を招きやすい。

(3) 立法者が法律によって現行の法を発布する意図を有したか、あるいは、法律は拘束力のない自己叙述の文献の一形式としてみられるべきかの問題は争われるところである。裁判所判決がその決定について大抵何ら理由を示していないこと、これに加え、刑法全体がほとんどどこにも法実務文書に現われないという理由から、法律が法実務で妥当したか否かを検討することは困難である。制定法と法実務の相違が明らかとなった場合でも、裁判官がそれ自体は通用している法をそもそも知らなかったという可能性も排斥されない。

(4) 法理論についての考察という形での学問的法文献は伝えられていない。法律や契約条項に現われる一部はかなり明確な概念は、明らかに契約条項の作成を主要関心事とする、写字学校で教えられていた、予防法学 Kautelarjurisprudenz の成果であろう。当時の、契約に関係のある用語を含む、浩瀚なシュメール＝アッカド語彙集および熟語集はこの種の法学が存在したことを明確に示唆している。[34]

(5) 法律の緒詞と結詞は、王が立法権能を神々から付与された自己の支配権力の一部であると考えていたこと、他方、たとえばモーゼ法とは異なり、法律は直接には神々の啓示には帰せられていないこと、を示している。[35] このことは、再度モーゼ法とは異なり、

法規範は専ら世俗的制裁のみを有していることにも示されている。法が宗教と結びつくのは神判および宣誓の適用についてのみである。

(6) 神々によりその支配権力を付与された王は法律には服さない。古代メソポタミアの法律はいずれも国制規範を有しない。このことは、楔形文字の古代オリエントを支配した絶対王制の政治体制と一致する。

原注

(1) たとえば、さまざまな中期バビロニア君主のエジプトのエル・アマルナで発見されたすべて中期バビロニア語でシュメール楔形文字によって書かれた書簡（主としてエジプトのファラオ宛。この他ファラオのバビロニア君主宛のものも含む）を参照。これらの書簡は前二千年紀後半に由来する。これにつき *J. A. Knudtzon, O. Weber, E. Ebeling*, Die El-Amarna-Tafeln (Vorderasiatische Bibliothek, 2. Stück), Leipzig, 1915.

(2) *I. J. Gelb*, Von der Keilschrift zum Alphabet, Stuttgart 1958, S. 66 ff. 参照。

(3) *H. Jensen*, Die Schrift in Vergangenheit und Gegenwart, Berlin 1969, S. 95 ff. 参照。

(4) *A. Falkenstein*, Das Sumerische, S. 14 ff. (in Handbuch der Orientalistik, 1. Abt. 2. Bde, Leiden 1959). 参照。

(5) *W. von Soden*, Grundriß der Akkadischen Grammatik (=Analecta Orientalia 33, Rom1952) S. 1ff. 参照。

(6) *J. Friedrich*, Hethitisches Elementarbuch, Heidelberg 1960, S. 15. 参照。

(7) 楔形文字法（Keilschriftrecht）という表現は、*P. Koschaker*, Zeitschrift für deutsche Morgenländische Gesellschaft 89, N.F. 14 (1935) 25, に由来し、*V. Korošec* in Handbuch der Orientalistik, 1. Abt. Ergänzungsband III "Orientalisches Recht", Leiden/Köln 1964, S. 49 ff. によって受継がれている。さまざまな楔形文字法文化は多様な相違を有するので、楔形文字諸法 Keilschriftrechte という表現がより適切である。*G. Cardascia*, Les droits cunéiformes, Paris 1950, S. 17 ff. も複数で用いている。

(8) たとえば古バビロニア時代につき、*J. Kohler, A. Ungnad, P. Koschaker*, Hammurabis Gesetz II-VI, Leipzig 1909-23; *M. Schorr*, Urkunden des altbabylonischen Zivil-und Prozeßrechts, Leipzig 1913. 中期バビロニア時

代につき′ *H. Petschow*, Mittelbabylonische Rechts-und Wirtschaftsurkunden der Hilprecht-Sammlung Jena, Berlin 1974. 新バビロニア時代につき′ *M. San Nicolò*, *A. Ungnad*, Neubabylonische Rechts-und Verwaltungsurkunden, Leipzig 1935. 新アッシュリア時代につき′ *J. Kohler*, *A. Ungnad*, Assyrische Rechtsurkunden, Leipzig 1913. 参照。

(9) たとえば′ 新シュメール時代につき′ *A. Falkenstein*, Die neusumerischen Gerichtsurkunden, München 1956/57.

(10) 古バビロニア時代のものにつき′ *F. R. Kraus*, *R. Frankena*, Altbabylonische Briefe in Umschrift und Übersetzung, Hefte 1-7; Leiden 1964-1977. 新バビロニア時代のものにつき′ *E. Ebeling*, Neubabylonische Briefe aus Uruk, Berlin 1930-34; *ders.* Neubabylonische Briefe, München 1949.

(11) 法史上とりわけ重要なのは′ 立法者ハムラビ王とその高位官職者との間の書簡である。たとえば′ *F. R. Kraus*, Altbabylonische Briefe in Umschrift und Übersetzung, Heft 4, Leiden 1968. 参照。

(12) これにつき′ *E. Sollberger*, Corpus des inscriptions "Royales" présargoniques des Lagaš (1956), 48ff. (楔形文字原文) 翻訳′ *A. Deimel*, Die Reformtexte Urukaginas (in:Orientalia 2 (1920), 3 ff.; *F. Thureau-Dangin*, Die sumerischen und akkadischen Königsinschriften (=Vorderasiat. Bibl. I) Leipzig 1907, 44 ff.; *M. Lambert*, Revue d'assyriologie et d'archéologie orientale (Paris) [=RA] 50 (1956) 169 ff.; *S. N. Kramer* (u. *Poebel*), The Sumerians[2] (1964) 317 ff.; *I. M. Diakonov*, RA 52 (1958) 1 ff.; *J. Klíma*, Reallexikon der Assyriologie und Vorderasiatischen Archäologie (Berlin-Leipzig-New York) [=RlA] 246; *B. Hruška*, Archív orientální, Quarterly Journal of African, Asian and Latin American Studies (Prag) [=ArOr] 41 (1973) 4 ff., 104 ff.

(13) これにつき′ *S. N. Kramer* (u. *A. Falkenstein*) Orientalia 23 (1954), 42 ff.; Sumerian Literary Tablets and Fragments in the Archeological Museum of Istanbul-II (1976), Taf. 128 f.; *E. Szlechter*, RA 47 (1953), 1 ff.;49 (1955), 169 ff.; *J. Klíma*, RlA 247, zum Prolog 243 ff.

五条の内容変更と四条の欠損部の一部補完 *M. Civil* bei *A. Finkelstein*, Journal of the American Oriental Society (New Haven)[=JAOS] 86, 360, Ziff. 2 mit Anm. 15.

U 7739 および 7740 は一九二三～二四年ウルで発掘′ *O. R. Gurney* und *S. N. Kramer*, Assyriological Studies

(Chicago) [=AS] 16(1965), 13 ff. und *J.J.Finkelstein*, Journal of Cuneiform Studies (Cambridge/Mass.) [=JCS] 24 (1968/69) 66 ff. にとり公表。これにつき *H.Petschow*, Zeitschrift der Savigny-Stiftung, Rom. Abt. 1968, 1 ff. 個別規定くの注解および補訂 *J.J.Finkelstein* JAOS 86, 355 ff., 369 ff.

Si277（イスタンブール博物館所蔵）が一九七九年、ウルナムム法の一部（緒詞末尾および一一十条）として確認され、*F.Yildiz*, Orientalia, Nova Series (Rom)[=OrNS] 50(1981) S.87 ff. にとりて公表された。

(14) これにつき *F. R. Steele*, American Journal of Archeology 52 (1948) 425 ff. Museum Monographs des University Museum Philadelphia 1948; *S. N. Kramer*, Ancient Near Eastern Texts relating to the Old Testament, ed. by J.B.Pritchard, 3. Aufl. mit Suppl. (Princeton-New Jersey, 1969) [=ANET] 159 ff.; *E.Szlechter*, RA 51 (1957) 57 ff. mit Lit.; 177 ff.; 52 (1958) 74 ff ; vgl. *A.Falkenstein* u.*M. San Nicolò* Orientalia NS 19 (1950) 103 ff.; *J.Klima*, RlA 248 断片からの漸次の再構成作業の叙述を含む。古い断片の翻訳 *A. Ungnad*, Sav. Zeitschr. Rom. Abt. 41 (1928) 186 ff.; *P. Koschaker*, ebenda 280 ff.; *E. Ebeling* in Altorientalische Texte zum Alten Testament ed. H. Gressmann 2. Aufl. 1926 (Berlin-Leipzig) [=AOTAT] 410 f,

ステーレの再構成に対する追加断片 ArOr 18/1-2 (1950) 489 ff.; bei *H.Civil*, AS 16(1965) 1-4 mit plates I/II (Fragmente I, J und K). Dazu *J.J.Finkelstein*, JAOS 86, 355 ff.

フィラデルフィア大学博物館所蔵粘土板断片 UM 55-21-71 はリピトイシュタル王法に属する可能性はあるが、確実でない。*H.Civil*, AS 16 (1965)4 ff. mit plate III.

(15) これにつき、*A. Goetze*, Sumer 4 (1943) 63 ff.; *ders.* The Laws of Eshnunna (in:The Annual of the American Schools of Oriental Research=AASOR XXXI for 1951/2) 1956, New Haven; *ders.*, ANET 161 ff.; *J.Klima*, RlA 252//5. 体系性につき、*H.Petschow*, Festschrift für Martin David II. (Leiden 1968). S.129 ff.

(16) 楔形文字原文、転写、翻訳および研究書につき *H. Petschow*, RlA 269; 主な翻訳、*W. Eilers*, Die Gesetzesstelle Chammurabis (in:Der Alte Orient 31), Leipzig 1932; *Ebeling* in AOTAT 380 ff.; *G.R.Driver* u. *J.C.Miles*, The Babylonian Laws Bd I und II (2. Aufl. 1960 bzw. 1955); *T. J. Meek* in ANET 163 ff.; 内容概観

H. Petschow, RlA 255/68.

RlA 269. に対する補完: neues babyl. Fragment zu §§ 53–55, 57–59, 'E" in: "Ur Excavations: Texts" VI/2 (1966) Nr. 401; dazu *H. Petschow*, Zeitschrift der Savigny-Stiftung, Rom. Abt. 1968.

(17) これにつき、たとえば *M. Dandamayev*, The Economic and Legal Character of the Slaves' Peculium in the Neo-Babylonian and Achaemenid Periods, in: Gesellschaftsklassen im Alten Zweistromland und in den angrenzenden Gebieten– XVIII. Rencontre assyriologique internationale, München, 29. Juni bis 3. Juli 1970, München 1972, S. 35 ff. 参照。

(18) A表からO表（J表を除く）。A表からJ表まで翻訳 *G. R. Driver* u. *J. C. Miles*（注16）380 ff.（注解付）*E. Ebeling* in AOTAT 412 ff.; *T. J. Meek* in ANET 180 ff.（A表からO表、ただし、D、H、J各表をのぞく）*G. Cardascia*, Les Lois Assyriennes (1969)（A表からO表）、K表からO表につき *E. Weidner*, Archiv für Orientforschung 12 (1937) 46 ff. ニニヴェー出土(?)のA表一一三条複本 *J. N. Postgate*, Iraq 35 (1973), S. 19 ff. より詳しくは *G. Cardascia*, RlA 280 ff.

(19) Quellenkritische Untersuchungen zu den "altassyrischen Gesetzen", Leipzig 1921, S. 82

(20) 家族連帯責任につき *G. Ries*, RlA VI, S. 183 ff. も参照。

(21) Les valeurs morales dans le droit Assyrien, in: Acta Antiqua Academiae Sceintiarum Hungaricae Bd. XXII, Fasc. 1–4, Budapest 1974, S. 371.

(22) *F. Hrozný*, Code Hittite 1922; *J. Friedrich*, Die hethitischen Gesetze, Leiden 1959; *Goetze*, ANET 189 ff.; *E. Ebeling* in AOTAT 423 ff. 歴史的発展につき *A. Kammenhuber*, Bibl. Orientalis 18 (1961) 77 ff.; 124 ff; *H. G. Güterbock*, JCS 15 (1961) 62/4; 16 (1962) 17 ff. *V. Korošec*, RlA 288 ff.（これ以外の参考文献付）参照。

(23) *F. R. Kraus*, Königliche Verfügungen in altbabylonischer Zeit, Leiden 1984 に全体の再構成。

(24) これらの言及につき *F. R. Kraus*, aaO S. 16 ff. 参照。

(25) エシュヌナの法一八条、ハムラビ法典二条参照。

(26) *Preiser*, Sitzungsber. d. Preuss. Ak. d. Wiss. 1889, 823 ff.; *B. Meissner*, ebd. 1918, 280 ff.; *E. Ebeling* in

AOTAT 422 f ; *T.J.Meek* in ANET 197 f.; *G.R. Driver* u. *J.C.Miles*, The Babylonian Laws II, 324 ff.; *H.Petschow*, RlA 276 ff. mit Literatur.

(27) たとえば、*G.Ries*, Ein neubabylonischer Mitgiftprozeß (559 v.Chr.). Gleichzetig ein Beitrag zur Frage der Geltung keilschriftlicher Gesetze, in: Gedächtnisschrift für Wolfgang Kunkel, Frankfurt/M. 1984, S. 345 ff. 参照。

(28) *G.Ries*, RlA V, S. 391 ff.

(29) *G.Lautner*, Die richterliche Entscheidung und die Streitbeendigung im altbabylonischen Prozeßrechte, Leipzig 1922, S. 3 参照。

(30) たとえば、新バビロニア期の一例は、ネブカドネザル二世の主宰の叛逆罪訴訟（Archiv für Orientforschung. Internationale Zeitschrift für die Wissenschaft vom Vorderen Orient (Berlin-Graz) [=AfO] 17(1954/56), S.1ff.）である。そこでは、死刑判決の告知後直ちに頸をはねることによって刑が執行された。

(31) *A.Falkenstein*, Die neusumerischen Geichtsurkunden I, München 1956, S.32 ff. 参照。

(32) *P.Koschaker*, Hammurabi's Gesetz, Bd. VI, Leipzig 1923 S.147.f. 参照。

(33) *W.F.Leemans*, King Hammurabi as Judge in:Symbolae David II, Leiden 1968, S. 107 ff. 参照。

(34) 主として古バビロニア語彙集シリーズ *ana ittišu*=Materialien zum Sumerischen Lexikon (Rom) [=MSL] I Tf. 7 III 23-VI 22 (S. 101/4); Anhang zu Tf. 7=MSL I 105/6. Keilschrifttexte aus Assur verschiedenen Inhalts (ed. O.Schroeder, Leipzig, 1920) [=KAV] 8=MSL I S. 68/9. それにつき新たな解読、*M.Civil*, AS 16,6 Anm. 21. *J.Klima*, RlA 251/2. その中に以前のいわゆる「シュメール家族法」、*G.R.Driver* u. *J.C.Miles*, The Babylonian Laws II 309 ff.

(35) *G.Ries*, Prolog und Epilog in Gesetzen des Altertums, München 1983. S. 44ff. 参照。

[付記] ゲルハルト・リース Prof.Dr. Gerhard RIES ミュンヘン大学法学部教授（一九四三年生）は現在、世界における数少い楔形文字法研究者として Die Neubabylonischen Bodenpachtformulare（『新バビロニア期土地用益賃貸借契約

文書』）（1976）および Prolog und Epilog in Gesetzen des Altertums（『古代の法律における緒詞と結詞』）（1983）の著書がある他、多数の専門論文を次々と発表されている。

教授は一九八三―八五年、京都大学法学部客員招請教授として二年間滞日され、一九八四年三月本法学部においても、連続講義をもたれた。本稿はその際の資料の一部であるが何らかの参考になれば幸いと考えここに訳出した。

なお、この時代の年代決定は学界に未だ争いがあり、リース教授の見解は、いわゆる中間案によるものであり、現在我国で述べられているものと若干異なるものがある。古典的な邦語文献として原田慶吉『楔形文字法の研究』一九四九、があり、訳出に当って常に参照した。なお、ハムラビ法典につき、ホルスト・クレンゲル著、江上波夫・五味享訳『古代バビロニアの歴史』一九八〇年、また、楔形文字につき、杉勇『楔形文一般字入門』（中公新書）がそれぞれ参考となる。

訳者記。